

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で、生活再建までの生活費を必要とする皆さまへ

# 総合支援資金特例貸付のご案内

## ■対象者：次のいずれにも該当する世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ② 既に「緊急小口資金特例貸付」を申込み、貸付決定となっている世帯

## ■貸付額

- ・（2人以上の世帯）月20万円以内
- ・（単身世帯）月15万円以内 貸付期間：3か月以内

## ■償還について

金融機関口座引落しで毎月償還（償還期限10年）

※ 償還は据置期間（12ヶ月）経過後となります。

## ■留意事項

- ・お申込みの際に、自立相談支援機関による支援を受けることに同意いただく必要があります（相談支援の検討、実施等にあたり必要な情報を共有します）。

### 【自立相談支援機関とは？】

- ◆生活困窮者自立支援法に基づく、住宅、仕事、生活などの相談窓口です。
- ◆仙台市にお住まいの方は「仙台市生活自立・仕事相談センターわんすてっぷ」が相談窓口になります。

- ・償還期間中、民生委員との関わりが必要となる場合があります。

## ■貸付利子：無利子、保証人：不要

- ・今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

## ■申込について

- ・仙台市社会福祉協議会のホームページより、申込書類をダウンロードし、記載例を参考に自筆でご記入のうえ、郵送でお申し込みください。

※ダウンロードや印刷が難しい方やご不明な点がある方、永住者でない外国籍の方は、裏面の連絡先へお電話ください。

## ！以下の世帯は貸付対象外となります

- 生活保護受給中の世帯
- この特例による総合支援資金貸付を既に借りている世帯
- 借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことを確認できない場合
- 破産申し立て手続き中の方がいる世帯 など

## 申込みに際して必要な書類

- (1)借入申込書
- (2)生活福祉資金貸付内容承諾書
- (3)借入申込時の目標と具体的取り組み
- (4)収入の減収状況に関する申立書
- (5)借用書
- (6)口座振替依頼書
- (7)緊急小口資金特例貸付の貸付決定通知書の写し（コピー）

仙台市社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。

※ダウンロードや印刷が難しい場合は、郵送いたしますので、下記連絡先へお電話ください。

宮城県社会福祉協議会から送付された「生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）」の写し（コピー）をご用意ください。

※永住者ではない外国籍の方は在留カードの写し（両面コピー）も必要になります。

※追加で書類を求めることや必要な相談支援を受けていただくことがございます。

審査により貸付金額の減額、または貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

## 申込書類の郵送について

確認チェックリストによって、申込書類がそろっていることを確認  
いただいてから、お住まいの区・支部社会福祉協議会事務所に送付  
してください。

詳しくは、HPをご覧くださいか、下記連絡先にお問合せください。

### ご連絡先

#### 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（特例貸付専用）

070-1398-1681	/	070-3105-3485
080-9190-5476	/	090-6088-4507
080-9190-2546	/	080-7998-2206
080-4478-5025	/	090-6071-5795

受付時間（平日 9:00～16:00）※上記連絡先は令和3年3月末までとなります

**実施主体：社会福祉法人宮城県社会福祉協議会**

**お問合せ先：〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号 社会福祉会館内  
TEL 022-225-8478**

※通訳の支援が必要な方は仙台多文化共生センター

「通訳サポート電話」022-224-1919（9:00～17:00）にご連絡ください。